○村上智行委員長　本委員会に付託されました議第百十九号議案及び議第百二十号議案を議題といたします。

これより総括質疑を行います。

質疑は一問一答方式とし、答弁時間を含めて四ページのとおりの質疑時間の範囲内で行うこととといたします。

また、関連質疑については、同一会派内で会派の質疑時間の範囲内で認めることといたします。

なお、質疑は中央の質疑者席で行うこととし、次の質疑者は待機席でお待ち願います。

ただいまから、自由民主党・県民会議の質疑を行います。

なお、質疑時間は、答弁を含めて六十分です。八島利美委員。

○八島利美委員　自由民主党・県民会議の八島利美でございます。通告に従いまして、質疑をさせていただきますので、簡潔に御答弁くださいますようよろしくお願いいたします。

初めに、今回の補正予算案につきましては、厳しい財政運営の中で、喫緊の対応に必要な事業を厳選して計上しているということですが、財源も含めた予算編成の考え方について伺います。

○村井嘉浩知事　さきの六月議会では、物価高騰や中東情勢への対応として、国の交付金を活用した大規模な補正予算案をお認めいただき、早期の執行に努めております。このことから、今回の補正予算案は、早急に対応が必要な事業に厳選して計上いたしました。具体的には、ツキノワグマ対策やライフル射撃場の整備に向けた経費のほか、みやぎ県南中核病院の分娩再開に向けた支援、Ｎ―Ｅ．Ｘ．Ｔ．ハイスクール構想の実現に向けた経費や、工業用水道施設の復旧経費などを計上しております。一方、我が県の財政状況は、引き続き、将来を見据えた慎重かつ堅実な財政運営が不可欠であると認識しておりまして、今回の補正予算編成に当たっては、国庫支出金や県債など、活用可能な財源を最大限に充当したところでございます。

○八島利美委員　厳しい財源のもと、必要な事業ということで組んでいただきましてありがとうございます。

それでは次に、主な事業ごとに質疑をさせていただきたいと思います。

まず、初めに、野生鳥獣被害の対応についてです。

一点目、ライフル射撃場整備事業についてですが、この事業は宮城県猟友会の皆様の悲願の事業でございまして、猟友会顧問である、本木忠一議員、髙橋伸二議員、松本由男議員とともに、かれこれ六、七年にわたりまして、何度も何度も要望を続けてきたものでございます。やっとここに来て実現できたということで、御尽力いただいた皆様には本当に感謝したいと思います。ありがとうございます。とはいえ、これからが大事でございますので、内容について質疑をさせていただきます。今回は新規で三千五百万円の増額をしておりますが、ツキノワグマ等の大型鳥獣の捕獲を担う人材の訓練施設として、ライフル・スラッグ射撃場を整備するための測量、設計を行うということですが、整備主体、整備予定地、施設規模、事業スケジュール等の事業概要について伺います。

○村井嘉浩知事　我が県におきましては、大型鳥獣の捕獲に必要なライフル・スラッグ弾の射撃訓練施設が、県の北部、具体的には登米市と気仙沼市、二か所の民間施設に限られておりまして、かねてから一般社団法人宮城県猟友会より、県南地域への整備について要望を受けておりました。県南のほうが農作物の被害が大きいというようなこともありました。これを踏まえて、県猟友会及び仙台市以南の十四市町で構成される協議会を整備主体とし、弾丸の飛散を防止する遮蔽板が設けられた、いわゆるバッフル式で、百メートル規模の射撃訓練施設を、村田町にある県の指定管理施設であります、宮城県クレー射撃場の東側に併設して整備する予定としております。現時点での整備計画としては、国の交付金活用を念頭に、来年夏までに実施設計を完了し、交付金の確保及び建築工事を経て、令和十二年度の供用開始を想定しておりますが、県議会等からの強い要望を踏まえまして、可能な限り前倒して整備をしていきたいと考えております。この五、六年間何もしなかったわけではなく、いろいろしておりました。例えば、使わなくなったトンネルを使えないかとか、いろいろやったのですが、なかなかいい場所がなくて、結果的にいろいろ議論した結果、このような形になったということでございます。

（「御苦労さま」と呼ぶ者あり）

○八島利美委員　やっと実現するということで喜んでおります。ありがとうございます。できるだけ早くということで知事からもお話がありました。令和十二年度を目途にとい

うことではございますが、熊被害が大変頻発しておりますので、できるだけ早くの供用開始をよろしくお願いいたします。

次の質疑ですが、今回は測量設計業務というようなことで、この測量設計をしないと詳細につきましては分からないと思うのですけれども、現時点で整備する事業費は、どの程度を見込んでいるのか伺います。

○石川佳洋環境生活部長　ライフル・スラッグ射撃場につきましては、関係法令に基づき県公安委員会の指定を受ける必要があるほか、昨今の長引く物価高騰の影響など不確定要素が多く、現時点で確実性のある金額をお示しすることは難しいものと考えてございます。今回補正予算案に計上しております実施設計を行う過程で、整備費用につきましても算出していく予定であります。

○八島利美委員　確かに、測量設計してみないことには金額が出せないというのは理解できますので、よろしくお願いしたいと思います。

ただ、整備事業費について、整備主体である宮城県、宮城県猟友会、仙台市を含む県南十四市町で構成されている宮城県南地域鳥獣被害防止協議会で負担するということになるかと思うのですが、厳しい運営をしている宮城県猟友会の負担率を、ほかの自治体に比べて低く抑える必要があると思いますけれども、国の補助事業も含め、それぞれの負担率はどのようになるのか伺います。

○村井嘉浩知事　整備費用の負担割合につきましては、今年八月に開催いたしました射撃場整備に係る県、猟友会、十四市町のトップによる会合に私も出席いたしまして、協議いたしました。協議の結果、国の交付金を差し引いた地元負担額の二分の一を県が負担することといたしまして、その残額を猟友会と十四の市町で案分することで合意が得られたところでございます。特に、猟友会につきましては、過重な負担とならないよう拠出可能な金額を定額で負担することといたしました。少しお金をストックされているようでありますが、これから熊等を捕るのにいろいろかなりお金もかかるということでありますので、無理のない範囲で御協力いただきたいと考えております。そうすると、残り余ったお金を十四市町でどうするのかと――よくある話で総論賛成各論反対で、いざ出すとなったら嫌だと言われても困りますので、そこで十四市町の負担割合につきましては、各市町における装薬銃を使った狩猟免許、いわゆる第一種銃猟免許の所持者数

に応じた金額を負担することで合意に至ったということで――猟友会の使用人数の割合によって負担を案分しましょうと基本的な合意を得たと。これから具体的な建築費が出てくると、またいろいろ議論していくことになると思いますが、基本的にはその方向で皆さんに了承を得たということでございます。

○八島利美委員　ただでさえ運営が厳しい猟友会の皆さんにあまり負担がかからないようにお願いしたいと思います。

それから、このライフル・スラッグ射撃場整備後――施設が出来上がった後、こちらの管理運営についてはどのようにしていく考えなのか伺います。

○石川佳洋環境生活部長　先ほど知事より御回答申し上げましたとおり、本射撃場につきましては、国の交付金の活用を前提に、県、県猟友会、十四市町で構成されます協議会を整備主体としております。今年八月のトップ会合では、運営面での効率化、あるいはコスト面といった観点からも、県が協議会からの委託等を受け、県の指定管理施設として、宮城県クレー射撃場と一体で管理・運営していくことで合意に至ったところでございます。

○八島利美委員　クレー射撃場と一体ということでございますが、現在、宮城県猟友会が指定管理として運営しております宮城県クレー射撃場につきましては、大変厳しい経営状況だと聞いております。今後、誰が指定管理者になるか分かりませんけれども、ライフル・スラッグ射撃場も併せて指定管理をお願いするということであれば、指定管理料の大幅な増額や現状に即した柔軟な運営方法が必要だと思いますが、所見を伺います。

○石川佳洋環境生活部長　今年度末までを期限としております宮城県クレー射撃場の指定管理につきましては、現在、令和十三年度末までとなります次期管理者の選定を行っているところでございます。また、指定管理料につきましては、これまでのクレー射撃場の収支状況に加えまして、人件費や物価の上昇分も考慮いたしまして、県が算出した金額をベースに、選定されました指定管理者との協議を経て、各年度における金額を決定することとしてございます。ライフル・スラッグ射撃場が県の指定管理施設として管理・運営されることとなった場合には、他県の事例を参考にしながら、クレー射撃場と同様の考えに基づき、指定管理料が決定されるものと考えてございます。

○八島利美委員　くれぐれも運営が厳しくならないようにだけ、指定管理料の設定もお

願いしたいと思います。

それでは、二点目でございます。

野生鳥獣被害防止対策事業についてですが、九億円の増額をしております。これはツキノワグマによる被害防止のため、県による捕獲事業の強化ということですが、具体的な事業内容について伺います。

○石川佳洋環境生活部長　県によります熊の捕獲事業につきましては、環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金を活用しまして、当初予算として約四千四百万円を措置した上で、推定個体数二千七百八十三頭に対しまして、自然増加率とされます一五％程度に相当する三百九十頭を捕獲目標とします委託契約を、宮城県猟友会と締結しているところでございます。今回の補正予算案につきましては、環境省からの追加交付金の要望調査を受けまして、国のクマ被害対策ロードマップで示されました暫定的な捕獲目標頭数であります、推定個体数三千二百七頭の二〇％程度に相当します六百四十頭までの捕獲を可能とするため、約二千八百万円を追加経費として計上したほか、捕獲個体の肉片や胃の内容物等を分析し、年齢や生息域、食性などを明らかにする経費といたしまして、約五百五十万円を計上したものとなってございます。

○八島利美委員　それから、河川における緩衝帯整備等を実施するということですけれども、予定している河川等と具体的な事業内容について伺います。

○齋藤和城土木部長　野生鳥獣被害防止対策事業のうち、河川における対策といたしまして、ツキノワグマによる人身被害防止のため、河川の高水敷等に繁茂している支障木などを伐採して見通しをよくし、熊が近づきにくく、また近づいても早期に発見できる緩衝帯を整備することを目的としてございます。県では、県内全域を対象に市町村ヒアリングを実施し、多くの要望箇所の中から、熊目撃情報や人家の有無、支障木の繁茂状況等を踏まえ、七北田川、梅田川、広瀬川、白石川、雉子尾川をはじめとする三十四河川六十一か所を選定し、支障木伐採を年内に完了するとともに、短期間で繁茂することがないよう、根の撤去を年度内に終えることとしております。引き続き、関係部局、市町村と連携を図りながら、熊の出没対策にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○八島利美委員　各市町村の現状をきちっと把握していただきまして、適切にこの河川

の整備をお願いしたいと思います。

それでは次ですが、市町村への交付金は、要望のあった市町村に交付するということなのですけれども、これから募集するのか、それとも既にもう申請を取りまとめているのか伺います。

○石川佳洋環境生活部長　熊対策に係ります市町村間接交付金につきましては、環境省の指定管理鳥獣対策事業交付金を活用し、誘引木の伐採、緩衝帯の整備など、市町村が実施いたします出没防止対策に要する経費の一部を補助するものでございまして、今年度当初交付分といたしまして、要望のありました二十四市町村に対し、約二億八千万円を交付したところでございます。今回の補正予算額の算出に当たりましては、今年六月下旬から七月中旬にかけまして、全ての市町村に追加対策の御意向を伺いました。要望のございました十九市町村分を取りまとめて環境省に申請したものとなってございます。

○八島利美委員　取りまとめは進んでいるというようなことだと思うのですが、そうすると、現在の要望額は、今回の補正予算で全て賄えると理解してよろしいですか。

○石川佳洋環境生活部長　今回の補正予算のうち、市町村への間接交付金につきましては、昨年度から続く熊の市街地出没等を踏まえ、緩衝帯の整備や誘引木の伐採など、人と熊のすみ分けに向けた取組等の追加対策を含め、全ての市町村の要望を取りまとめたということになってございます。環境省からは、市町村からの要望額全額について追加内示を受けたところでございまして、県の負担分も含め、今回約二億七千万円の追加予算を計上したというものでございます。

○八島利美委員　市町村に漏れのないようにきちっとお願いしたいと思います。

今回は熊対策というのがメインになっているということでの予算計上なのですが、ツキノワグマによる被害防止対策なので、ニホンジカやイノシシは対象外と聞いております。今回活用する国の指定管理鳥獣対策事業には、ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業もあるので、今後この事業を活用して、ニホンジカやイノシシの捕獲等にも力を入れて推進するべきだと思っていますけれども、所見を伺います。

○村井嘉浩知事　実は、これがかなり問題でございまして、熊、熊、熊というのはいいのですけれども、ほかのイノシシ、ニホンジカの対応が若干おろそかになっているということなのです。県では、鳥獣保護管理法に基づきまして、指定管理鳥獣であるニホン

ジカ及びイノシシについて、環境省の交付金を活用し、平成二十七年度から捕獲事業を継続しております。しかしながら、クマ類が指定管理鳥獣に指定されました令和六年度以降、ニホンジカ及びイノシシについては、環境省の交付金額が県の要望額を満たさない状況が続いておりまして、今年度は要望額三・六億円に対しまして、約一・八億円と五割の交付状況になっているということです。もう少し具体的に言うと、令和六年度は約一億九千万円要望いたしまして、交付額が一億五千三百万円ということで、令和六年度は八一・七％の交付率だったのです。それから、令和七年度は二億千万円要望いたしまして、交付が一億四千万円ということで、六六・八％。下がったのです。今年度は三億五千四百万円要望したのですが、交付決定額は一億七千七百万円ということで、約五〇％ということでございます。こうしたことから、今年六月の政府要望におきまして、ツキノワグマ対策だけではなくて、ニホンジカ及びイノシシについても十分な対策予算を措置するよう重点項目に位置づけて、国に強く要望しております。県としては、野生鳥獣による農作物被害の約七割がニホンジカ及びイノシシによるものであることも踏まえまして、引き続き国による財政支援の充実を求めながら、有害捕獲事業や被害防除対策等を行う市町村との連携の下、指定管理鳥獣の生息数の調整にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。実は今日この後、笹川環境大臣が宮城県にお越しになります。熊を捕獲した現場も視察されるということで来られますので、この機会に、熊だけではなくて、今言ったニホンジカ、イノシシの捕獲対策の予算が非常に限られているということで、県としては、農作物被害だけ言うと熊よりも圧倒的にイノシシとニホンジカが多いものですから、これに対してしっかり予算を確保するべきであるということを、直接大臣に強くお願いしたいと思っているところであります。

○八島利美委員　ぜひとも環境大臣に強く要望していただきたいと思います。

それでは次に、持続可能な医療・介護サービスの提供について伺います。

初めに、周産期母子医療センター再開支援事業についてですが、新規で千九百七十八万五千円の増額をしています。これは、みやぎ県南中核病院が周産期母子医療センターとして、分娩を再開するに当たって必要となる施設及び設備に係る経費の一部を補助するということですが、事業の概要について伺います。

○村井嘉浩知事　本事業は、みやぎ県南中核病院が地域周産期母子医療センターとして

分娩を再開するに当たりまして、県単独での支援も含めまして、必要となる経費の一部を補助するものでございます。具体的には、施設整備事業として、産科病棟入り口に自動ドアを設置いたしまして、安全・安心な出産環境を確保するほか、設備整備事業として、分娩停止期間中に老朽化した分娩台、分娩監視装置、超音波エコー装置など、周産期医療に必要な機器を更新するものでありまして、補助額は千九百七十八万五千円を見込んでいるところでございます。同病院の分娩再開は、仙南医療圏における周産期医療体制を確保する上で大変重要なことから、地域の方々が身近な地域で安心して出産できるよう、本事業などを通じてしっかりと支援してまいりたいと考えているところでございます。お金の面もあるのですけれども、今まで医者がいないということでできなかったのですが、このたび県も支援して実現いたしました東北医科薬科大学のお医者さんが、いよいよ現場で働けるようになってまいりまして、それによって再開できるという見込みが立ちました。創造的復興の一環で医学部をつくった成果が、このような形で徐々に出てきたのではないかと喜んでいるところでございます。せっかく再開するわけでありますから、これでまた止まることのないように、セミオープンに戻るというようなことのないように、しっかりと支援を継続してまいりたいと思っております。

○八島利美委員　しっかりと継続できるように地元でも頑張りますので、よろしくお願いいたします。

それから、ただいまの答弁のとおり、施設整備事業につきましては、産科病棟入り口の自動ドアの設置ということですけれども、整備費用の総額と、国、県、事業者の負担割合はどうなっているのか伺います。

○志賀慎治保健福祉部長　御指摘のありました自動ドアの施設整備の分でございますが、国の国庫補助金スキームを活用することといたしておりまして、補助率は二分の一となってございます。具体的な費用と負担割合でございますが、整備費の総額は五百五十万円程度と見込んでおりまして、その二分の一に当たります二百七十五万円相当を国が負担、残りの二分の一はみやぎ県南中核病院に御負担いただくということになってございます。これは国の基準額がございまして、基準額の範囲内に収まっているといったことで、二分の一ずつの御負担といったスキームにしております。

○八島利美委員　次に、設備整備事業については、分娩台、分娩監視装置、超音波エコ

ー装置などということですけれども、こちらも整備費用の総額と、国、県、事業者の負担割はどうなのか伺います。

○志賀慎治保健福祉部長　設備整備事業のほうでございますが、こちらも基本的には国の国庫補助金スキームを活用することとしております。補助率は施設整備と同様の国が二分の一負担といったことが基本になってございます。具体的な費用と負担割合についてでございますが、整備費の総額のほうは六千万円を超える規模になると伺っているところでございますが、この国の国庫補助基準額が千七百万円程度となってございまして、この国庫補助基準額の二分の一を、まず国が負担するということで、こちらが八百五十一万七千円と見積もってございます。これに県が単独で国と同額を上乗せすることで、設備整備事業に対する同病院への支援の総額が、合わせて千七百三万五千円となります。残りの額は病院側のほうで御負担をいただくような形になるわけでございます。国庫補助基準額を超えた形になりますので、従来、国庫補助スキームでは県の負担分は求められていないスキームになっているわけですけれども、国庫補助金額の基準額に満たぬところまでは県が負担をするといったことで、今回こういうスキームにさせていただきました。知事も申し上げましたとおり、今回の分娩再開は、仙南医療圏における周産期医療体制の確保において、極めて重要な事業だと考えてございまして、地元の方々からも手厚い要望を受けたこともありましたので、県といたしましても、追加で支援を実施させていただくことにしております。なお、県単独分の財源でございますが、少子化対策に資する事業だといったこともありましたので、次世代育成応援基金を充当させていただいております。

○八島利美委員　限度額というのがありますので、千七百万円程度の対象額と。それの半分半分を国と県が持っていただけるということで、県は本来であれば出す必要がないのだけれども、県のほうでも頑張って負担しますということで理解させていただきます。大変ありがとうございます。

　厳しい病院経営にとっては、今回の支援事業は大変ありがたいのですけれども、地域医療にはまだまだ課題が山積しております。今後、更なる地域医療への支援が必要と考えますが、支援体制についてどのように進めていくのか伺います。

○村井嘉浩知事　現在、地域医療を取り巻く環境は非常に大きく変化しておりまして、

少子高齢化に伴う医療需要や疾病構造の変化に加えまして、医療従事者の確保や地域偏在への対応、救急医療体制の維持など、多くの課題に直面しているわけであります。これまで県では、地域医療計画に掲げる五つの疾病、六つの事業などの政策医療分野を中心として、県民が必要とする医療提供体制の確保に継続的に取り組んできたほか、その時々の社会情勢に応じて、物価高騰対策や医療従事者の賃上げ支援、医師が不足する地域における診療所の承継、開業支援など幅広く支援を実施してきたわけであります。また、地域医療の持続的な提供体制の構築に向けましては、二〇四〇年、令和二十二年頃の医療需要を見据えつつ、医療機関の役割分担や連携の在り方を整理いたしまして、地域全体として適切な医療提供体制を構築することを目的とし、県内の医療機関や医師会、市町村等とともに、新たな地域医療構想の策定を現在進めているところでございます。二〇四〇年を一つのメルクマールにしているということでございます。県としては、引き続き医療現場の声にしっかりと耳を傾けながら、地域における適切な医療提供体制の確保に向けて、関係者との継続的な協議を実施し、必要な支援策を講じてまいらなければならないと考えております。昨日だかおとといの新聞にも、病院の再編等もこれからは進めていかなければならないと書いてございました。いろいろ厳しい御意見がありましても、やるべきことをやっていく、しかし支援すべきところはしっかりと支援すると。めり張りを利かせていくということが非常に重要になっていくのではないかと思います。人口が減るから減らすというわけにはいきませんし、高齢化になってまいりますから、そこはやはりしっかりと医師会の皆さんとも調整しながら、病院関係者の皆さんとも協議しながら、一歩一歩着実に計画をつくって進めてまいりたいと考えております。

○八島利美委員　先ほどの知事の答弁にもありましたが、現在も産科や小児科の医師不足が懸念されております。今後、この医師の確保についてどのように取り組む考えか伺います。

○志賀慎治保健福祉部長　県では、産科あるいは小児科医師の確保に向けまして、東北大学病院と連携し、若手医師を指導する医師の人件費の補助を通じて、育成や配置を支援する取組を行っております。また、東北医科薬科大学の医学部宮城枠を卒業した医師が、特定診療科としております産婦人科及び小児科を専攻する場合、通常、修学資金の義務履行期間と定めておりますのが十年でございますけれども、産婦人科、小児科につ

きましては、八年に短縮するというインセンティブを設けて育成に努めているところでございます。その結果、一期生が令和六年度に義務履行を開始してございますけれども、それ以降、三年間で五名が産婦人科医、三名が小児科医を選考していただいているといったことになってございます。少子化が進む中で、こういった産婦人科あるいは小児科を志望していただく医師も、なかなか厳しい状況にあることは事実でございますけれども、そういった志を持っていただく医学生も確かにおりますので、そういった方々をしっかりサポートしてまいりたいと思ってございます。なお、県といたしましては、地域における医療提供体制の維持に向けまして、引き続き様々な取組を通じて、医師の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○八島利美委員　どうぞ医師不足解消に向けて頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

　それでは次に、高齢者施設サービス継続支援事業についてですが、一億五千三百十二万九千円の増額をしています。物価上昇といった厳しい経営環境の中でも、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための緊急的な支援として、食料品の購入費に対する支援を行うということですが、財源、対象施設、対象経費、補助上限額など事業概要について伺います。

○志賀慎治保健福祉部長　この事業は、国の令和七年度補正予算で措置されました医療・介護等支援パッケージの一環といたしまして、その国庫補助金を財源としているものでございます。対象となる施設は、仙台市を含みます県内の介護保険施設、短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームということで、食事の提供を対象とするといったことになってございますが、基本的に入所施設を対象としたスキームになってございます。介護施設等の食材料費を対象ということで、物価高騰下においても、食事の質を確保するための補助といった立てつけになってございます。補助の上限額は、定員一人当たり一万八千円と積算されてございます。昨年度十一月議会で、まずもって予算措置をお認めいただいたところでございますが、国の補助制度の詳細が判明したのが今年の二月下旬にずれ込んだこともありまして、今年度に繰り越して事業を執行してございます。これに対して、国から配分された金額を超える申請があったわけでございますが、これで予算超過し、不足するといったことになってございましたけれども、今

般、国から追加配分が受けられることとなりましたので、今回予算の増額をお願いするものとなってございます。

○八島利美委員　次に、介護事業所等サービス継続支援事業についてですが、二億八千三百七十七万八千円の増額をしています。昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など、様々な困難が発生したときにおいても、介護サービスを円滑に継続することができるよう対策を講じる介護サービス事業所、介護施設等に対する支援として、設備、備品等の購入費用等に対する補助を行うというものですが、財源、対象事業所、対象経費、補助上限額など、事業概要について伺います。

○志賀慎治保健福祉部長　こちらの事業につきましても、同様に、国の令和七年度の補正予算で措置されました、医療・介護等支援パッケージの一環として、国庫補助金が主な財源となってございますが、こちらの事業は国が四分の三で、県が四分の一を負担するといったスキームになってございます。対象の事業所は、こちらも仙台市を含む県内の介護サービス事業所全般が対象となっております。入所だけではなくて全般を対象としておりまして、訪問系、通所系、施設系のほか、居宅介護支援や小規模多機能施設型などを対象に含んでございます。対象となる経費ですけれども、例えば、移動に伴う燃料費あるいは猛暑・雪害対策用品、飲料水・食料品等の備蓄物資、ポータブル発電機、蓄電池、衛生用品といったものが例示されてございまして、これらの購入費を多岐にわたって対象とできる事業になってございます。補助の上限額でございますが、訪問介護が一事業所当たり五十万円、通所介護が四十万円、その他の事業所が二十万円とサービスの種別ごとに定められてございまして、入所系の施設につきましては、定員一人当たり六千円といった積算になってございます。こちらも昨年度の二月議会で予算措置をお認めいただきまして、今年度に繰り越して事業を執行しているものでございますが、こちらも申請に対して予算が不足した状況になってございました。国庫補助金の追加配分が今回受けられることになりましたので、増額補正をお願いするものとなってございます。こちらで今回お認めいただけますと、両事業とも希望して申請いただいている事業者を全て対象にできると見込んでございます。

○八島利美委員　各事業所さんは大変厳しい状況だということで話を聞いております。

九月二十九日も、我が会派の医療福祉議連のほうで勉強会を開きまして、介護事業者、身体障害者の福祉施設等の代表の方にお話をいただきました。非常に厳しいということで、今回の補正予算も大変ありがたいというようなことではございますけれども、例えば介護分野では、令和七年度の事業者の倒産件数が介護保険制度開始後過去最多となるなど、支援を要する地域住民が必要な介護サービスを利用できない状況が懸念されています。非常に厳しい現状を踏まえ、令和八年度に介護報酬及び障害福祉サービス等報酬が臨時で改定されたほか、今回のような物価高騰対策に関する補助制度も設けられたと思いますが、現行の報酬体系では安定的な運営には不十分であり、長期化する物価高騰への対応は喫緊の課題となっています。そこで、公定価格の大幅な引上げ及び長引く物価高騰や建築費の高騰に対する補助金制度の継続・拡大を国に働きかける必要があると思いますが、所見を伺います。

○志賀慎治保健福祉部長　御指摘がございましたとおり、介護事業者は公定価格でサービスを提供してございますので、物価、賃金、建築費等の上昇分を、利用者や取引先に転嫁することが難しく、大変厳しい経営状況にあると認識してございます。県ではこれまで、国の交付金等を最大限に活用しながら、光熱水費等への支援や生産性向上、職場環境整備、人材確保などに幅広く取り組んでまいりました。一方、介護サービスの安定的な提供には、コスト上昇を適切に反映した介護報酬の改定が不可欠であると考えてございます。このため、全国知事会等を通じ、物価高騰等を踏まえた適切な報酬改定を国に強く求めているところでございます。あわせて、物価高騰対策及び介護施設等の整備に係る費用などにつきましても、国の補助制度の継続・拡充について国に要望してまいりたいと考えてございます。県としてもしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○八島利美委員　本当に厳しい状況ですので、しっかりと国に伝えていただきたいと思います。

それから、少子高齢化や人口減少の影響によりまして、多くの産業で人手不足が深刻な状況になっております。特に福祉分野は、体力的、精神的に負担の大きい仕事であることや、全産業平均との賃金格差があること。更に、福祉の仕事に携わる多くの方々が体感しているやりがいや魅力が十分に理解されていないことから、職業として選ばれにくい状況になっているということです。そこで、福祉人材の確保につなげるため、福

祉の仕事の魅力や社会的意義について広く県民に発信するとともに、児童や生徒を対象にした福祉教育、キャリア教育の充実についても推進するべきだと思いますが、現状と今後の取組について所見を伺います。

○志賀慎治保健福祉部長　介護をはじめとする福祉人材の確保には、介護の専門性ややりがいを広く伝えて、将来の介護職就職への動機づけにつなげることが大変重要であると考えてございます。このため県では、介護のやりがい、魅力を伝える動画、あるいは特設サイトを通じまして、広く県民向けに情報発信を行っているほか、児童生徒を対象といたしまして、学校を訪問して行う介護体験授業、あるいは施設での職場体験なども実施しているところでございます。県といたしましては、今後とも介護福祉事業者や関係団体とも連携いたしまして、児童生徒を対象とした介護体験事業などの取組の更なる充実を図るとともに、教員や保護者を含む幅広い世代に対して、介護職員の正しい理解を促進するための情報発信に取り組んでまいります。こうした新規人材の確保は大変重要でございますし、そういったソフト面でのＰＲに努めてまいることは当然でございますけれども、あわせて、職場環境の改善等を含めました離職の防止も含めて、とにかく介護人材全般的な施策を総合的に推進して、人材の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

○八島利美委員　本当に人材不足が深刻な状況でございますので、ただいま答弁いただいたように本当に人材確保に尽力していただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、その他の補正予算について質疑をさせていただきます。

初めに、高校教育改革推進事業についてですが、一億三千二百万円の増額をしています。令和七年度に策定したみやぎ県立高校将来ビジョン二〇二六→二〇四〇の内容の早期実現のため、国の高等学校等教育改革促進事業を活用し、令和八年度に実施する予定のものについて増額するということですが、まずは、県工業高校のオープンイノベーション拠点整備等の五千八百万円増額の具体的な内容について伺います。

○小野寺邦貢教育委員会教育長　今後、工業高校におきましては、実際の企業活動を見据えまして、最新の機器等を導入して実践的な学びを展開するため、実習施設の新築・改築を行うとともに、大学や企業等と共に学ぶ機会を創出いたしまして、機械加工シミ

ュレーターの共同開発などにも取り組むとしております。既に当初予算におきましては、実習施設の新築・改築に係ります設計等に必要な経費を計上していたところでありますけれども、今回の九月補正におきましては、県内の他の工業高校と連携して取組を進めるためのインターネット上の仮想空間を構築いたしますとともに、その運用に必要な校内ＬＡＮの高速化に要する経費など、五千八百万円を計上しているところでございます。県教育委員会といたしましては、これらの取組によりまして、学校や学科の枠を越えた学びを推進するとともに、生産技術や品質保証など、実社会で求められる知識や技術に関する実践的な学びを展開してまいりたいと考えております。

○八島利美委員　次に、仙台第一高校の文理横断学習拠点設計等の五千四百二十二万六千円増額の具体的な内容について伺います。

○小野寺教育委員会教育長　仙台一高におきましては、文理横断の視点を取り入れまして、論理的な思考力や科学的な課題解決力を実社会で生かしていける人材を育成するとしております。具体的には、大学等とも連携しながら、生徒が教科横断的な視点で社会課題等について学ぶことができる学校設定科目を創設いたしますほか、協力校との連携を進めまして、各学校の特色を相互に生かしながら、講演会や学習成果発表会、そういったものを共同で実施することによりまして、地域や学校の枠を越えて、学び合い切磋琢磨し合える学習環境をつくり出してまいります。今回の九月補正におきましては、協力校の生徒が仙台一高に集まりまして、実験や意見交換などを共同で行う場所を整備するための改修設計費を計上しておりますほか、実験等に用います機器等の導入や、教員研修に要する経費などを合わせて、五千四百二十二万六千円を計上しております。県教育委員会としましては、今後、協力校との共同実践や学校間連携を通じまして、仙台一高における取組の成果を県内の高校に横展開いたしまして、教科横断型の学びを全県で充実させてまいりたいと考えているところでございます。

○八島利美委員　次に、オンライン教育センター設計等の千九百七十七万四千円増額の具体的な内容について伺います。

○小野寺邦貢教育委員会教育長　オンライン教育センターにつきましては、宮城県全体を一つの学校と捉えまして、時間や場所、学校という物理的な枠を越えて学ぶことができる教育環境の構築を目指すというものでございます。具体的には、遠隔授業によりま

して、専門教員がいない小規模校といったところに対しまして、地理や物理などの授業を配信いたしますほか、習熟度別授業やオンラインによる合同探究活動を実施するなど、生徒の多様な学習ニーズに応えてまいります。今回の九月補正におきましては、遠隔授業の配信や受信に必要な機器整備の経費を計上しておりますほか、仙台二高の敷地内にございます既存の施設を、オンライン教育センターとして改修するための設計費など、合わせて千九百七十七万四千円を計上しております。県教育委員会といたしましては、オンライン教育センターの取組を通じまして、生徒が県内どこに住んでいても、興味・関心に応じて質の高い教育を受けられる環境をしっかりと整えてまいりたいと考えております。

○八島利美委員　今回の補正でも、かなり事業の推進が期待できると思っております。このみやぎ県立高校将来ビジョン二〇二六→二〇四〇の早期実現のために今後ともよろしくお願いしたいと思います。

それでは次に、河川等災害復旧事業についてですが、二億九千七百六十六万円の増額をしております。令和六年八月の台風第七号によりまして被災した、仙台市深沼地区海岸の災害復旧工事を行うものということですけれども、事業概要について伺います。

○齋藤和城土木部長　河川等災害復旧事業につきましては、令和六年八月の台風七号により、仙台市若林区井土地区の深沼地区海岸、延長で六百二十二メーター―の区間において、海岸堤防前面の消波ブロックなどが被災したことから、その機能の回復を図るための災害復旧工事を、昨年三月から実施しているところございます。一方、昨年七月の台風五号及び台風九号は、高波とかなり長いうねりを伴う台風だったのですけれども、長時間の波浪におきまして、消波ブロックがありました海底地盤が大きく侵食されてございます。そのため基礎捨石や消波ブロックの追加工事に要する経費といたしまして、今回、二億九千七百六十六万円を増額計上したところでございます。県としては、早期復旧を図るため、六百二十二メーター―を三工区に分割してございます。この区間につきましては、ノリの養殖の関係で四月から十月は改修工事ができないという状況になってございます。そういったこともありまして、漁業者などと丁寧に工程調整を行っております。現在は三工区のうち、一つの工区は先月一日に完成してございまして、全体の進捗率は約八割となってございます。改修工事につきましても九月中に終わってございます

ので、十月以降は陸上工事を進めながら、今年度中の完成に向けて一日も早く完成できるよう、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○八島利美委員　ノリの養殖等で、なかなか工事が進まないという状況もあったかと思うのですけれども、八割方進んでおるということでございますので、早急に事業完了をお願いしたいと思うのですが、ただ、今の答弁にもありましたように、最近は台風が頻発しております。また台風によって海岸線の侵食等が懸念されるところでございますけれども、今後の予防策としてどのような対応をしていく考えなのか伺います。

○齋藤和城土木部長　県では、近年の気候変動に伴う波浪の増大や土砂供給量の減少などにより、砂浜の侵食が進行し、海岸堤防本体に影響を及ぼすおそれがありますことから、県内の海岸利用が多くて侵食傾向が強い九地区の海岸において、航空レーザー測量により砂浜の状況や侵食傾向などの調査を定期的に実施しているところでございます。このうち、特に侵食傾向が確認されている深沼地区海岸につきましては、海水浴場の南側になりますけれども、ここは河川からの土砂流入も少ないですし、あと、どうしても潮の流れによって侵食が強いのですが、そういった予防保全の観点から、砂浜の回復と安定化に向けた抜本的な対策として、離岸堤の整備に取り組むこととしております。現在、国土強靭化予算を活用しながら、令和六年度より調査設計を進めており、今年度から工事に着手することとしております。県といたしましては、県民の安全・安心の確保と県土の保全を図るため、引き続き、砂浜の状況把握に努めながら、侵食の予防保全に取り組んでいきたいと考えております。

○八島利美委員　最近の災害は本当に甚大な被害を起こしているところが多々見受けられます。こういった海岸線の侵食というのは、またやはりかなり懸念されると思いますので、その予防対策もきっちりと進めていただきながら事業を推進していただきたいと思います。

　それでは次に、工業用水道施設復旧事業についてですが、企業会計で、新規に一億千八百十三万四千円の増額をしております。これは地震や老朽化によって破損した水道管を早期に復旧することにより、ユーザーに対して安定した工業用水の供給を図るものということですけれども、事業概要について伺います。

○千葉衛公営企業管理者　今回提案しております補正予算は、仙塩工業用水道施設にお

きまして、漏水が発生した二か所の復旧に要する経費といたしまして、一億千八百十三万四千円を計上してございます。具体的には、塩竈市海岸通におきまして、今年五月十五日の宮城県沖を震源とする地震の影響により発生いたしました漏水に係る管路の復旧に要する費用といたしまして、一億千三百五十万円。また、仙台市泉区市名坂地内におきまして、五月八日に発生いたしました漏水に係る仕切り弁の復旧に要する費用として、四百六十三万四千円を計上してございます。塩竈市海岸通につきましては、地表から四メーターぐらい深い位置にあるのですが、やはり漁港に近いということで、潮位の影響を大きく受ける箇所でございます。管路自体は腐食防止をダブルに電気防食をしながらやってございますが、老朽化の進行によって、やはりどうしても腐食が進行して弱くなった部分が、地震動で一部クラックが入ったというような事象になると考えてございますが、漏水確認を五月十六日から給水を停止いたしまして、夜間に車線規制を行いながら復旧工事を進めておりまして、七月十七日午前八時から給水を再開してございます。なお、現地は仮舗装で供用してございまして、その後、路面の状況を確認の上、今月下旬に本復旧を実施いたしまして、全ての復旧工事が完了する予定となってございます。また、仙台市市名坂地内につきましては、仕切り弁の部材がやはり老朽化に伴って一部クラックが入って漏水が確認されました。これについては、五月八日に木栓を打ち込んで仮復旧を行って、その後、復旧部材の手配を行うとともに、ユーザー企業と調整いたしまして、六月十三日土曜日の夜間に給水を一旦停止した上で、漏水部分の部材を交換いたしまして、翌朝には復旧工事を完了いたしました。以上でございます。

○八島利美委員　この水道事業というのは、破裂、漏水した場合、待ったなしで止めなくてはいけないということで、緊急の工事ということで手当てをしていただいたと思うのですけれども、今の答弁ですと、もう管路の復旧は終わっていて、あとは仕上げの舗装を待つのみだと思うのですが、この工事期間中に、そのユーザー企業の皆様への対応はどういうふうに行ったのか伺いたいと思います。

○千葉衛公営企業管理者　今回発生いたしました二か所の漏水につきましては、速やかに関係するユーザー企業の皆様に、漏水の発生状況や復旧工事の内容、見通しなどについて丁寧に説明し、御理解をいただきながら進めてきたところでございます。特に、塩竈市海岸通の漏水につきましては、市道の車線を規制し夜間工事で対応するため、完了

までには一定期間必要となりますことから、影響が生じたユーザー企業一社に対しまして、復旧が完了するまで給水停止せざるを得ないことを説明するとともに、その後の復旧に当たっても、電話や訪問により、工事の進捗状況や復旧の見通しなどについて、定期的に説明し対応してきたところでございます。なお、今回の給水停止は、災害その他やむを得ない事情によるものであることから、公営企業の設置等に関する条例第十条に基づきまして、給水停止期間中の工業用水の使用料金につきましては、全額免除とする旨御説明し、了解をいただいたところでございます。

○八島利美委員　このユーザー企業の皆様に、できるだけ御迷惑をかけないような形でということで、水道の使用料も全額免除というような形をとったということなのですが、ただ、この工業用水が止まったことによって、ユーザー企業の皆様に、例えば営業停止でありますとか、そのような被害というのはなかったのでしょうか、伺います。

○千葉衛公営企業管理者　塩竈市海岸通の漏水につきましては、ユーザー企業では、復旧工事期間中は水道用水により対応していただいたことから、特に工業用水の給水停止に伴う営業店停止等の被害はなかったと伺ってございます。また、仙台市市名坂地内の漏水の復旧に当たりましては、関係するユーザー企業と相談し、水道使用量が最も少ない土曜日の夜間に工業用水を一旦停止しまして、復旧工事を実施することとし、その間は、事前に必要な工業用水を各企業の給水タンクに貯留し対応していただいたことから、工場稼働には影響は生じてございません。県といたしましては、漏水等が発生した場合は、今後も関係する企業と十分調整しながら、工場稼働を含め、営業に極力支障が出ないよう対応してまいります。

○八島利美委員　とはいえ、震度三程度で破損したということは、また地震や施設の老朽化によりまして、繰り返し破損が懸念されますけれども、今後の耐震対策について伺います。

○千葉衛公営企業管理者　県が管理運営する工業用水道三事業の全体の管路の耐震化率は、昨年度末現在、約七一％と全国平均の約五〇％を上回っておりますが、今回の塩竈市海岸通における漏水事故は、先ほど御説明したとおり、老朽化が進行した箇所が地震の揺れに伴い一部亀裂が生じたことが要因であることや、宮城県沖地震をはじめ今後も大規模な地震の発生が想定されることから、管路の耐震対策が大変重要であると認識し

てございます。東日本大震災では、管路を接続する伸縮可とう管の破損に伴い大規模な漏水が発生し、復旧に長期間要したことから、現在県では、水管橋などの構造物前後や軟弱地盤など、重点的に対策が必要な四十九か所について、地震の揺れや地盤沈下等に対応できるよう、伸縮可とう管の補強工事を令和十年度完了に向け最優先で進めてございます。また、工業用水道につきましては、管路の約六割が設置後四十年以上経過していることから、今後の更新需要に対応するため、ＡＩを活用した健全度や耐震性等の評価手法を導入し、耐震化を含めた新たな管路更新計画を年内に策定する予定としてございます。県といたしましては、ユーザーの皆様に安心して安定的に工業用水道を利用していただくとともに、持続可能な工業用水の経営が図られるよう、新たな管路更新計画に基づき、必要な予算を確保しながら計画的に更新工事を進めてまいります。